



板橋区内の事業所・マンションの皆さまへ

防災資器材購入補助金制度

～ 事業所も マンションも 地域の防災力に ～

【制度の概要】

事業所・マンションの **防災資器材購入費用の2分の1を補助**（1,000円未満は切捨て。限度額10万円。）します。

※補助は、各団体1回までです。また、補助金には限りがあります。

本制度により購入した防災資器材は、**周辺地域に公表し、地域の防災活動にも活用できるようにしていただく必要があります。**

補助金の対象となる防災資器材

初期消火	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ など
救出	リヤカー、はしご、バール、スコップ、ハンマー のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、階段搬送器具 など
救護	救急セット、担架、AED、毛布 など
情報連絡	トランシーバー、メガホン など
安全保護	ヘルメット、防じんメガネ、軍手 など
備蓄	投光器、発電機、テント、ブルーシート 災害用トイレ（大人数が使用できるものに限る） など
格納庫	防災資器材を専用に保管するための格納庫（工事費用は除く）

※ 飲料水や食料は対象となりません。

例



救出・救助セット



発電機



リヤカー

【目的】～事業所もマンションも地域の防災力に～

首都直下地震等の大規模広域災害時には、地域の方々がお互いに助け合い、初期消火、救助活動、避難誘導等を行う「共助」がとても重要です。

本制度は、「共助」の観点から、事業所・マンションが地域住民と一体となって防災活動を実施できるように、事業所・マンションの防災資器材を整備し、地域の総合的な防災力の向上を図ることを目的としています。



【対象となる事業所・マンション】

本制度は、以下の要件に該当する板橋区内の事業所・マンションが対象となります。

■事業所

従業員等が50人以上（最も多い時）の事業所で、次の要件を全て満たすもの

- 1 資器材購入後、原則1年以内に防災訓練を実施できること。
- 2 防火管理者の届出がされていること。
- 3 消防計画等が整備されていること。
- 4 過去に本事業による補助金を受けていないこと。



■マンション(集合住宅)

地上3階以上かつ戸数30戸以上の集合住宅で、次の要件を全て満たすもの

- 1 資器材購入後、原則1年以内に防災訓練を実施できること。
- 2 自主防災組織の規約や防災計画が整備されていること。
- 3 過去に本事業による補助金を受けていないこと。

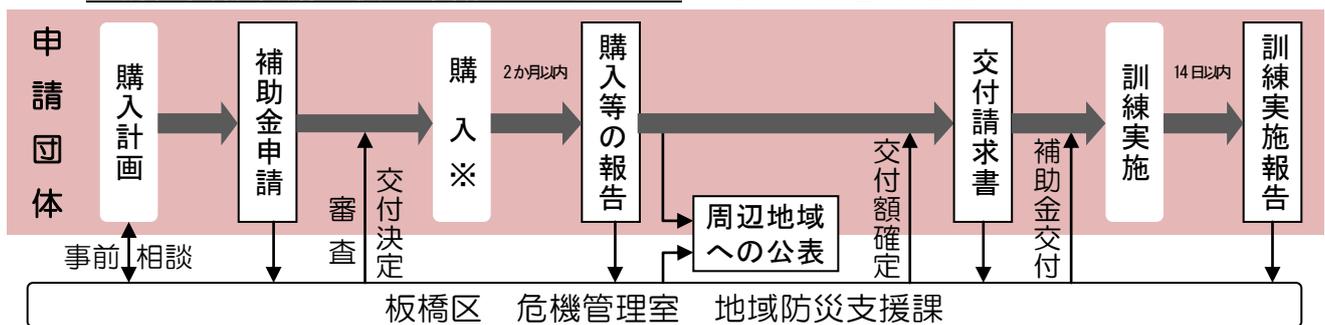
■防災関係協力団体等

板橋区等と防災について協力関係にあり、消防計画等が整備され、防災資器材購入後1年以内に防災訓練が実施可能な団体のうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 町会・自治会と文書による災害時協定を締結している団体
- 2 消防団協力事業所に認定されている団体

【申請等の流れ】

※防災資器材購入後の申請はできませんので、ご注意ください。



詳細な内容に関するお問合せやご不明な点等は、下記までご連絡ください。

板橋区危機管理室地域防災支援課 電話：03-3579-2158

URL：http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/069/069011.html